

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.43

はじめに

本号では、今後ほぼ確実に知的財産に影響を及ぼすことになる非常に重要な自由貿易協定、ARIPOの広域知的財産制度の変革、模倣品取締の分野におけるケニアの最新事情、ナイジェリアの登録機関の現況といった最近の情勢に幅広く目を向けてみる。また、ソマリアにおける知財保護関連の問題についても注意を喚起しておきたい。

アフリカ連合 – アフリカ大陸自由貿易圏設立協定 (AfCFTA)

アフリカ大陸自由貿易圏設立協定 (AfCFTA) が 2019 年 5 月 30 日付で署名された。アフリカ連合に加入している 55 か国のうち 52 か国をカバーする自由貿易圏が 2019 年 7 月 7 日付で生まれることになる。これらの 52 か国は 10 億人を超える人口を擁し、GDP の合計は 2 兆米ドルを上回る。AfCFTA の主な目的は、経済的な統合を生み出し、大陸内の通商を拡大することである。こうした統合プロセスがどこまで及ぶのかは未知数である。欧州連合 (EU) の場合のように、完全な関税同盟、単一の通貨、共通の法律、統一的な知的財産制度が実現するのだろうか。

アフリカ諸国が AfCFTA に署名したのは、もっともな理由からであった。現時点で、アフリカ大陸内での貿易は規模が小さい。アフリカ諸国からの輸出品のうち、他のアフリカの国々に向けられたものは僅か 17% である。各国の関税や通商法の相違は、アフリカ大陸内での貿易を妨げる大きな障壁と見なされている。

AfCFTA の重要な特徴のひとつは、加入国はアフリカ諸国からの輸入品に対して自国の関税を 90% 引き下げることを要求される、という点である。残りの 10% については、それぞれの国の主要な産業を保護するために 10 年間据え置きとすることができる。

今後、対応すべき問題が数多く出てくることは間違いない。いずれ加入国は、競争政策や知的財産といった困難な課題への取組を余儀なくされるだろう。現段階では、知的財産に関する今後の交渉がどのような方向に進むかを予測することはできないが、既存の広域登録制度、アフリカが抱える大きな非公式経済部門、そのような部門におけるイノベーションの役割、アフリカ諸国を対象とした TRIPS の弾力的運用の重要性といった事項を特に考慮する必要があるだろうと識者は示唆している。

アフリカ諸国の中でまだ同協定に署名していない国は、ナイジェリア、ベナン、エリトリアの 3 か国である。

ナイジェリアはアフリカ最大規模の経済を有しているため、ナイジェリアの不参加は明らかに重大である。とはいえ、直近の情勢は、ナイジェリアがまもなく AfCFTA に加入するであろうことを示唆している。

アフリカに利害関係を有する企業は、当然ながら AfCFTA をめぐる今後の展開を多大な興味を持って見守っていくことになるだろう。

ARIPO – 改正案

ARIPO は、広域的な知的財産登録制度を有し、知的財産権者が 1 件の基礎出願を提出し、保護を求める特定の国を指定することにより、アフリカの複数の国で保護を得ることを可能にするものである。ARIPO の制度は定期的に刷新されている。ARIPO 加入国が最近実施した会合の成果として、改正案が発表された。

特許に関する以下の改正案は興味深いものである。

新規性

新規の ARIPO 出願の出願日より前に出願されていた ARIPO 出願は、新規性審査に関する限り先行技術と見なされる（ただし、進歩性審査においては先行技術とは見なされない）。先行出願が実際に公開された時期が後続出願の出願日より後であっても、上記の規則は適用されることになる。

追加料金

明細書とクレームの長さに応じた追加料金が課されるが、その追加料金の支払時期は出願時又は出願日から 1 か月以内とされる。現在、このような追加料金は特許付与時に支払うことになっている。

ジンバブエ – 財政問題

ARIPO の本部はジンバブエの首都ハラレにある。ジンバブエ経済が非常な苦境にあることは周知の事実であり、同国においては長年にわたり米ドルが法定通貨となっていた。最近になってジンバブエ当局が、法定通貨としての米ドルの地位に終止符を打とうとする法案を採択し、米ドルと概ね同等な仮想通貨を選定した。しかし、我々の知る限り、ARIPO 当局は今後とも米ドルでの公定料金支払を要求する可能性が極めて高い。我々はこうした状況を注意深く見守っていくことにする。

ケニア – 二重登録

2008 年ケニア模倣品取締法の改正案については、これまでに多くの記事が書かれている。最も大きな改正点は、二重商標登録と解釈することもできそうな制度の創設である。この制度が発効すれば、ケニアに輸入される商品に関する商標は、商標登録局に登録するだけでなく、別の機関である模倣品取締機関（ACA）にも登録する必要が生じることになる。

最近の ACA 副理事との会合において、上記の登録制度の施行日がまだ最終的に決まっていないことが明らかになった。このような施行の遅れは、規則案がまだケニア議会に提出されていないという事実や、ACA への登録に関わる料金がまだ最終的に決定されていないという事実によるものである。

料金の問題は大きい。特に、ACA 登録は毎年更新する必要があるらしいという事実を考えれば、この問題は重大である。ケニア当局が当初に示唆した料金が非常に高額であったため、狼狽の嵐が巻き起こった。国民参加のプロセスを経て、当局は大幅な料金引き下げを仄めかした。例えば、当初はほぼ 2000 米ドルに相当する金額に設定されていた ACA 登録料は 90 米ドルに引き下げられ、年次更新料は当初の 1000 米ドルから 20 米ドルに引き下げられた。

当初に提示された非常に高い料金についても、当局が上述の大幅値下げを想定内のこととして容認したように思われるという事実についても、懸念すべき理由が存在する。ACA をめぐる状況は、注意深く見守っていく必要がある。

ケニア — 模倣品取締政策に対する支持

ケニア民間企業連合 (Kenyan Private Sector Alliance) と欧州連合ビジネス協議会 (European Union Business Council) が参加した最近のフォーラムにおいて、EU 職員および EU 加盟国の大使が、ケニアの Uhuru Kenyatta 大統領と会談した。フォーラムの参加者たちは、贈収賄や関連の経済犯罪が企業の成長や投資の拡大を妨げる大きな障害となっているという見解に同意した。

大統領が贈収賄や (模倣品取引のような) 経済犯罪の取締を呼びかけたことに対し、欧州の大使たちは支持を表明した。モンバサ港における模倣品取締活動の改善を含むケニア政府の各種の活動や構想に対し、欧州の大使たちは支援および資金援助の増強に同意した。

ナイジェリア — 商標審判廷

2019 年 6 月 19 日付で新たな商標審判廷が設立された。この機関は、商標に対する異議申立や商標関連の事案を一手に引き受けることになる。この新機関によって、商標に対する異議申立プロセスが迅速化されるものと期待される。大量の商標公報がつい最近刊行されたばかりであるため、このスピードアップは重要である。

ソマリアおよびソマリランド — 知財制度

アフリカでビジネスをしている知的財産権者や弁護士が、ソマリアおよびソマリランドにおける知財保護の問題に出くわした場合、万事が非常に困難であることを理解するだろう。これらの国において可能な保護という問題が、最近ではトピックとして取り上げられるようになってきている。それゆえ、この時点でこれらの現状を概説するのは時宜に適っているように思われる。

ソマリア

1991 年に端を発する政情不安の結果として、ソマリアには今でも知的財産関連の法律が全く存在しない。従って、特許や意匠を登録することは不可能である。

また、商標登録制度も存在しない。ただし、商標に関する警告文を公開する制度はある。こうした警告文は現地の新聞紙上に英語とソマリ語の両方で掲載される。警告文には法的効力はないが、特定の企業が商標の所有権を主張していることを読者に認識させることはできる。それゆえ、警告文は抑止効果を持っていることになる。

ソマリランド

ソマリアの北に位置するのがソマリランドである。ソマリランドは 1991 年にソマリアからの独立を宣言した。ソマリランドにも知的財産関連の法は存在しないが、やはり商標に関する警告文という慣行が存在している。商標権者は 3 年毎に警告文を改めて公開する傾向がある。

南アフリカ – 知的財産政策

知的財産と技術の商業化に関する最近のフォーラムにおいて、南アフリカ貿易産業大臣の Rob Davies 氏は、独占権の付与と知識の普及および自国が直面している社会経済的な問題への対処といった要素の間で、南アフリカ政府はバランスを取ろうとしていると語った。

大臣は、南アフリカで発効される特許全体の 95% が外国人に付与される特許であるという事実に関して懸念を表明し、この事実は国産イノベーションを育成する必要性を明らかに示していると述べた。発明家やイノベーターを支援し、彼らが商業的パートナーを見出すのを助けるためのプログラムを貿易産業省は策定していく予定である、と大臣は発表した。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 43

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。